

事務連絡  
令和7年2月28日

各医療機関開設者 殿

青森県健康医療福祉部医療薬務課

厚生労働省「医療施設等経営強化支援事業」  
(生産性向上・職場環境改善等支援事業)について

本県における健康医療福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記事業について、令和7年2月12日付け医政発0212第5号で厚生労働省医政局長から令和6年度分の実施要綱が発出され、このうち「生産性向上・職場環境改善等支援事業」については、「令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込み」であることが支給要件とされました。

本県では、令和7年度に当該事業を実施する予定としていますが、この場合も支給対象となるのは、令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出を行っている医療機関となる見通しですので、当該事業を活用する意向のある医療施設及び訪問看護ステーションにおかれましては、特に御留意の上、御対応くださるようお願いします。

なお、本県における当該事業の申請時期等については現在未定です。今後、厚生労働省から示される令和7年度分の実施要綱等を踏まえ詳細を決定する予定としていますので、随時、県ホームページ等を御確認ください。

記

1 対象となるベースアップ評価料

下記のいずれかについて、令和7年3月31日までの届出が必要です。

- ・0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・0102 入院ベースアップ評価料（医科）
- ・P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
- ・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

裏面あり

## 2 給付額（上限額）について

- ・病院及び有床診療所 1床当たり 4 万円
- ・診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション 1施設当たり 18 万円

## 3 本県ホームページ

当該事業に関する情報等を下記URLに掲載し、随時更新しますので、御確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryō/seisansei.html>

担当：医務指導グループ

電話：017-734-9291